

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する 条例（案）に係る意見の募集について

都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い、開発行為及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準を定めようとするものです。

新たに条例を制定するに当たり、皆様の意見を募集します。

■ 資 料

- ・ 資料 1 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）の概要説明
- ・ 資料 2 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）の逐条解説
- ・ 参考資料 開発許可制度について

■ 意見の募集期間

- ・ 令和 6 年 9 月 2 1 日（土）から令和 6 年 1 0 月 2 0 日（日）まで

■ 案の閲覧場所

- ・ 開発指導準備室（市役所中庁舎 6 階）
- ・ 市政情報室（市役所中庁舎 3 階）
- ・ 市ホームページ

※市役所では、土・日曜日、祝日の閉庁日は閲覧できません。

なお、事前の連絡で、各交流センター又は各図書館でも閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- ・ 市内に住所を有する方、事務所または事業所を有する方、通勤または通学する方
- ・ パブリックコメントを実施する案件に利害関係を有する方

■ 意見の提出方法

「袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）に対する意見」と明記のうえ、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入して、直接担当課へ持参するか、郵送、ファクシミリ、または電子メールにより提出してください。書式の指定はありません。【10月20日必着】

■ 宛 先（募集期間内必着）

- ・ 郵 送：〒299-0292（住所記載不要）
袖ヶ浦市 都市建設部 開発指導準備室
- ・ ファクシミリ：0438-63-9670
- ・ E メール：sode75@city.sodegaura.chiba.jp

■ その他

- ・ 電話による意見の受付は行いません。
- ・ お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いません。後日、提出された意見と意見に対する市の見解について概要を公表します。

■ 問い合わせ

袖ヶ浦市 都市建設部 開発指導準備室 【電話】 0438-62-3516